

1 公共施設等総合管理計画とは

《計画策定の背景》

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、厳しい財政状況が続くと予想される中、今後、本市においても、公共施設等が一齐に改修や更新時期を迎え、多額の維持更新費用の発生が見込まれます。

また、こうした公共施設等を取り巻く環境の変化は、全国的な課題となっており、国は、各地方自治体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

《計画の目的》

本市が保有する公共施設等の全容を把握するとともに、将来人口や財政の見通しから導かれる課題を的確に整理し、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とします。

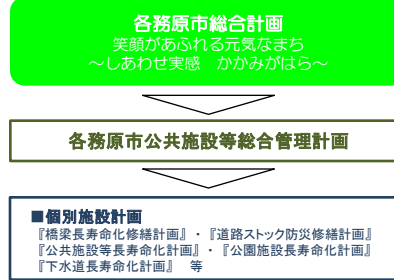
《計画期間》

20年間

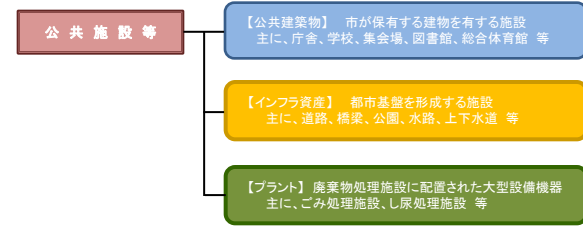
(平成29年度～平成48年度)

《計画の位置付け》

本市のまちづくりの羅針盤となる最上位計画『各務原市総合計画』の下位計画に位置付け、施設類別に応じて策定する各種計画(個別施設計画)を包括するものとします。

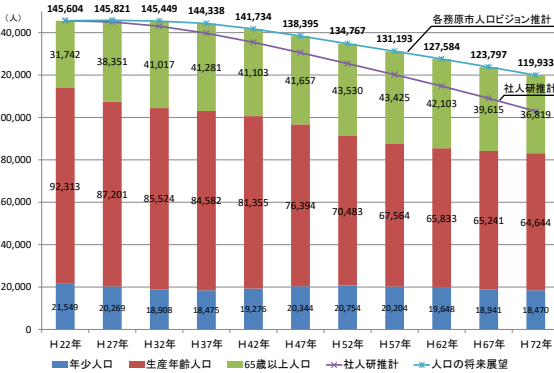


《計画の対象施設》

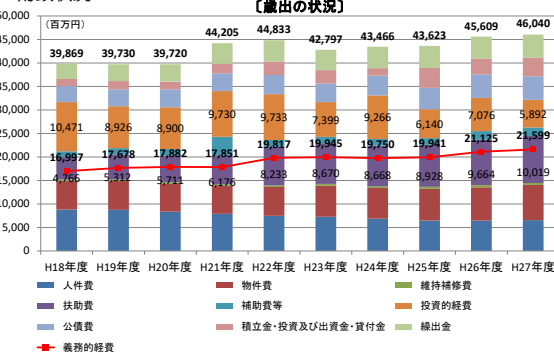


2 人口推計及び財政状況と将来見通し

《人口推計》



《財政状況》



ポイント

少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加により、今後も義務的経費の増加が見込まれる中、人口減少に伴う市税収入の減少により経常収支率が上昇し、財政の確直化が懸念されます。

今後も、厳しい財政状況が続くと予想されるため、財政のスリム化と公共施設等の最適化を図っていくことが必要となります。

3 公共施設等の保有状況と将来見通し

《① 公共建築物》

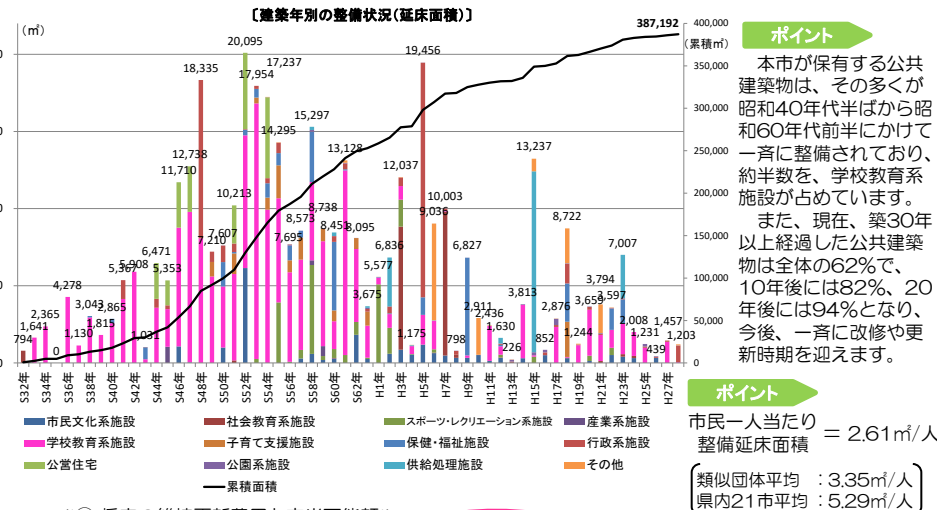
大分類	施設数(箇所)	延床面積(m ²)	割合(%)
市民文化系施設	39	20,494	5.3
社会教育系施設	8	19,077	4.9
スポーツ・レクリエーション系施設	18	22,993	5.9
産業系施設	3	1,996	0.5
学校教育系施設	29	188,067	48.6
子育て支援施設	14	13,241	3.4
保健・福祉施設	20	27,717	7.2
行政系施設	42	36,719	9.5
公営住宅	3	22,465	5.8
公園系施設	74	1,701	0.5
供給処理施設	3	18,673	4.8
その他	21	14,049	3.6
合計	274	387,192	100

《② インフラ資産・プラント》

種類	箇所数	延長(m)	面積(m ²)
○インフラ資産			
道路	5,103	1,149,616	6,687,465
橋梁	467	5,012	43,780
公園・緑地等	192	—	1,401,356
農業用水路	—	350,533	—
下水道	—	665,844	—
上水道	—	806,228	—
○プラント			
環境衛生施設	2	—	—

ポイント

本市が保有する公共施設等を、将来も同種、同規模で保有し続ける場合の維持更新費用を試算したところ、今後40年間の総額で2,970億円、年間では74億円となりました。一方、将来の充当可能額を、直近5年間の公共施設等の改修・更新等に要した費用を基に試算したところ、総額で2,520億円、年間では63億円となり、今後40年間で450億円、年間では11億円の財源不足が見込まれる結果となりました。



ポイント

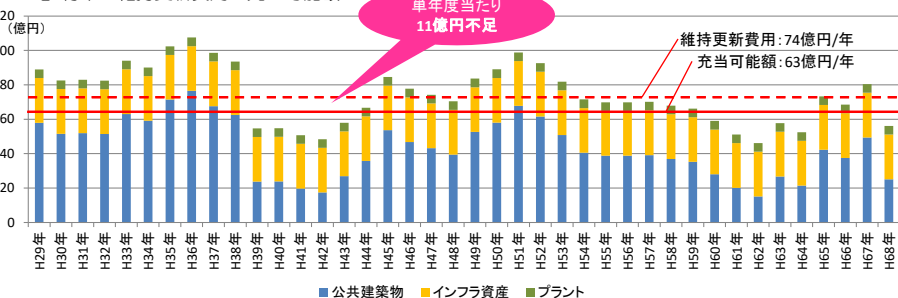
本市が保有する公共建築物は、その多くが昭和40年代前半から昭和60年代前半にかけて一斉に整備されており、約半数を、学校教育系施設が占めている。

また、現在、築30年以上経過した公共建築物は全体の62%で、10年後には82%、20年後には94%となり、今後、一斉に改修や更新時期を迎えます。

ポイント

市民一人当たり = 2.61㎡/人
整備延床面積
(類似団体平均 : 3.35㎡/人)
(県内21市平均 : 5.29㎡/人)

《③ 将来の維持更新費用と充当可能額》



4 課題の整理

- 本市が保有する公共建築物は、昭和40年代半ば以降に集中的に整備された学校教育系施設を中心に、今後、**一斉に改修や更新時期を迎えること**となります。
- ほぼ全ての公共建築物において、ここ数年の施設利用者数に大幅な増減はなく、概ね横ばいで推移していますが、**大幅に利用者数が減少している施設も一部みられます。**
- 引き続き、厳しい財政状況が続くことが予想される中、単年度当たりの公共施設等の維持更新費用は、74億円と試算されていますが、充当可能額は63億円となり、**11億円の財源不足が見込まれます。**
- 今後、公共施設等の老朽化が進行する中、人口減少や少子高齢化の進展等により、地域コミュニティの希薄化なども懸念されることから、**市民ニーズや社会情勢の変化に対応するほか、地域特性等にも配慮した柔軟な対応が求められます。**

5 マネジメント基本方針

＜取組みの体系＞

【目 標】 …市民サービスの維持・向上を実現できる
持続可能で自立した都市経営の確立に向けて…

- 公共建築物の施設総量の適正化に努めます。
- 公共施設等の長寿命化の推進と維持更新費用の軽減・平準化に努めます。
- 効率的な施設運営による維持管理経費の削減に努めます。

【基本方針1】
施設総量の適正化の推進

- 「量」と「質」の最適化による適正な施設配置の推進
- 施設の複合化・多機能化と統廃合の検討
- 施設の規模縮小の検討
- 広域連携による施設の相互利用や共同設置の検討

【基本方針2】
計画的な維持管理と長寿命化の推進

- 点検・診断の実施による安全性の確保
- 計画的な維持管理の推進
- 長寿命化の推進
- 耐震化の推進

【基本方針3】
効率的な施設の運営と経費の削減

- 施設運営経費の削減
- 受益者負担の適正化
- 市民協働、民間活力の導入

ポイント

公共建築物の改修・更新を通して、時代に即した新しいまちづくりの創造と、公共サービスのあり方を検討し、将来にわたり、市民サービスの維持・向上を実現できる持続可能で自立した都市経営の確立を目指すため、上記の目標を掲げ、その達成に向けた基本方針を提示し、取り組みを推進します。

6 施設類別に応じた基本方針

目標達成に向けた施設類別に応じた各基本方針は、以下のとおりとなります。

長

耐

複・集・縮

再

用変

広

民

計画的な設備機器の更新と修繕等により長寿命化を図ります。

必要な耐震性能を満たしていない施設の耐震化を実施します。

同種施設の集約や異種施設との複合化、単独用途施設の規模縮小を検討します。

施設規模の適正化や再配置等を検討します。

施設の用途変更などの見直しを検討します。

周辺自治体との広域連携による施設の相互利用や共同設置を検討します。

市民協働の推進や、民間活力の導入を含めた効果的な運営方法を検討します。

＜主な公共建築物＞

○市民文化系施設

主 な 施 設	箇所数	延床面積	20,494 ㎡
---------	-----	------	----------

公民館、集会場、文化会館

長

複・集・縮

○社会教育系施設

主 な 施 設	箇所数	延床面積	19,077 ㎡
---------	-----	------	----------

中央図書館、もりの本やさん、かかみがはら航空宇宙科学博物館 村国座、天狗谷遺跡保存施設 等

長

民

○スポーツ・レクリエーション系施設

主 な 施 設	箇所数	延床面積	22,993 ㎡
---------	-----	------	----------

市民球場、総合体育館、市民プール、地区体育館、川島スポーツ広場 弓道場、リバーサイド21、少年自然の家 等

長

複・集・縮

再

広

○産業系施設

主 な 施 設	箇所数	延床面積	1,996 ㎡
---------	-----	------	---------

南産業会館、東亜町会館、勤労会館

長

用変

○学校教育系施設

主 な 施 設	箇所数	29	延床面積	188,067 ㎡
---------	-----	----	------	-----------

小学校、中学校、特別支援学校、給食センター 等

長

再

複・集・縮

○子育て支援施設

主 な 施 設	箇所数	14	延床面積	13,241 ㎡
---------	-----	----	------	----------

保育所、子ども館

長

再

民

○保健・福祉施設

主 な 施 設	箇所数	20	延床面積	27,717 ㎡
---------	-----	----	------	----------

川島会館、慈光園、稲田園、福祉の里、総合福祉会館、福祉センター 等

長

用変

複・集・縮

○行政系施設

主 な 施 設	箇所数	42	延床面積	36,719 ㎡
---------	-----	----	------	----------

本庁舎、産業文化センター、市民サービスセンター、消防本部 消防署所、大佐野倉庫 等

長

耐

○公営住宅

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	22,465 ㎡
---------	-----	---	------	----------

雄飛ヶ丘第1・第2市営住宅、旭ヶ丘市営住宅

長

耐

○供給処理施設

主 な 施 設	箇所数	3	延床面積	18,673 ㎡
---------	-----	---	------	----------

北清掃センター、クリーンセンター 等

長

＜インフラ資産・プラント＞

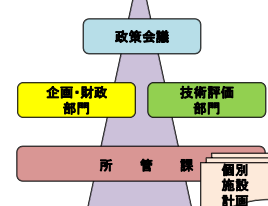
市民の暮らしを支える社会基盤が形成されている実情を考慮すると、総量抑制は困難であることから、財政状況等を踏まえながら、計画的かつ効率的な維持管理・修繕・更新を実施し、現状を維持します。

7 計画推進に向けた取組み

＜庁内推進体制＞

庁内横断的な体制を構築し、認識の共有を図りながら、計画の推進に取り組めます。

また、専門技術力の向上にむけて、継続的に土木・建築等の技術職員を養成します。



＜市民との情報共有＞

計画の推進にあたっては、取り組みの背景や取組状況について、随時、情報提供を行い、市全体で認識の共有を図ります。また、施設の見直しを行う場合には、施設利用者や地域住民等の意向のほか、潜在的なニーズについても、アンケート等により把握に努めます。

＜フォローアップ＞

施設所管課へのヒアリング等により、取組状況を確認するなど、定期的なフォローアップを実施します。また、本計画については、計画期間の中間時期に当たる10年後を目途に全般的な見直しを行うこととしますが、社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、適宜、見直しを行います。